

危険物等検査業務規程細則第3：(規程第11条、第24条及び附属書第3第14条関係)

ばら積み固体貨物密度測定の実施方法に関する細則

(趣旨)

第1条 この細則は、危険物等検査業務規程(平成16年本安技第16-30号、以下「規程」という。)第24条の規定に基づき、ばら積み固体貨物密度測定の実施方法に関し必要な事項を定めたものである。

(用語)

第2条 この細則において使用する用語は、規程において使用する用語の例による。

(文書の作成等)

第3条 規程附属書第3第7条の密度測定表の作成その他の発信文書に係る決裁文書の起案は、例1から例4までの記載例によるものとする。

例1～例4 略

(代理人等による申請)

第4条 ばら積み固体貨物密度測定の申請手続を申請権者から委任を受けた者が行う場合は、ばら積み固体貨物密度測定申請書に申請権者から当該申請の手続きに関し委任を受けた旨の委任状の添付を求め、確認するものとする。

2 前項に規定する委任状は、第1号書式又は第2号書式を用いるものとする。

3 理化学分析センターは、第1項の規定により申請を受理したときは、委任状を当該申請書に添付し、かつ、規定附属書第3第21条の規定に従い決済文書及びばら積み固体貨物密度測定表の控えとともにばら積み固体貨物密度測定簿とするものとする。

(申請書の記載要領)

第5条 ばら積み固体貨物密度測定申請書の記載要領は、細則第3附属書第1によるものとする。

(ばら積み固体貨物密度測定表の記載要領)

第6条 ばら積み固体貨物密度測定表の記載要領は、細則第3附属書第2によるものとする。

(英訳書の記載要領)

第7条 ばら積み固体貨物密度測定表英訳書の記載要領は、細則第3附属書第3によるものとする。

(再交付)

第8条 ばら積み固体貨物密度測定表又はこの英訳書の再交付は、ばら積み固体貨物密度測定表等再交付申請書（第3号書式）により測定の申請を行った者からの申請によるものとする。

2 再交付するばら積み固体貨物密度測定表又はこの英訳書の番号は、再交付に係る当該滅失し、又は毀損したばら積み固体貨物密度測定表（最初に交付したばら積み固体貨物密度測定表）等の番号に「-」を付し、かつ、その後に再交付の番号を次の例により付すものとする。

（例） 理研BCD ××/□□-1

↑

二度目の再交付のときは、「2」とする。

（契印）

第9条 ばら積み固体貨物密度測定表は、当該決裁文書との間で契印を押印したうえ交付するものとする。

第1号書式から第3号書式 略